

『日本靈異記』と〈表相〉

多田一臣

『日本靈異記』と〈表相〉

一

『日本國現報善惡靈異記』略して『日本靈異記』の基底に存する一つの主調は、この現實世界を貫く因果の理法に対する畏怖の念にほかならなかつた。混迷する時代の中で、ともすれば惡への道に奔ろうとする人々に対し、『靈異記』の撰者景戒は、應報のすさまじさを具体的な形で示し、因果の理法の厳しさを語りかけること

で、人心の善導を計ろうとこころみたのである。「善惡の報は影の形に隨ふが如く、苦樂の響は谷の音に應ふるが如し。……善惡の状を呈すに匪はずは、何を以てか、曲執を直して是非を定めむ。因果の報を示すに匪はずは、何に由りてか、惡心を改めて善道を修めむ」（上巻序文）とは、景戒のこのような『靈異記』撰述への意識を示すものであり、この書全体を貫く因果の理法への確信と畏れとを示すものであった。

事実、本書に収載される説話の多くは、こうした撰述意識を具体的に反映したものであり、景戒自身「因果の理豈信ならずあらむや」（上巻第十話）「因果を信すべし」（中巻第十話）といった言葉をその末尾に付して、因果の理法の畏るべからんと繰り返し強調してい

るのである。(注1)

しかしながら一方、因果の理法を強調するこのよだな『靈異記』の態度と関連して注目すべきは、〈表相〉あるいは〈表〉といつた言葉がしばしばこの説話集中に現われることである。〈表相〉〈表〉とは、一つの事件なり出来事なりの前兆を意味する言葉だが、『靈異記』にはそうした〈表相〉〈表〉に対する関心が頗著に窺われる

が、まさしくこの歌に向けられていたことを窺わせるものであった。いわば景戒にあっては、この奇譚の内容それ自体が問題であったのではなく、むしろこの歌が事件に先立つ前兆——「表相」として現出したところに重大な意味があつたと思われるのである。

こうした「表相」としての歌に対する関心は、ともすれば政治的な出来事と結び合わされることも多かつた。このような歌が政治性を帯びた場合、それは童謡とよばれるが、『靈異記』には、この「表相」としての童謡に対する関心にも顕著なものがみられるのである。下巻第三十八話は「災と善との表相先づ現はれて、後に其の災と善との答を被る縁」と題し、世の祥事・不祥事の勃発には必ず前兆のあることを、史実と自己の体験によつて説いているが、景戒はその冒頭に次のように記して、童謡の「表相」としての意味をあきらかにしている。

夫れ善と惡との表相、現はれむとする時は、彼の善厲の表相に、先づ兼ねて物の形を作し、天の下の国を周り行きて、歌咏ひて示す。時に天の下の国人、彼の歌音を聞き、出で咏ひて伝通す云々といへり。

ここには、世の善厲には必らずその前兆としての「表相」が示現し、歌の形を作して天下に伝通する、ということが説かれている。『靈異記』には、以下かかる「表相」としての童謡が、高度な政治性を帯びながら、広く民間に流傳していた事実が、道祖皇太子・淳仁天皇の廢立、橘奈良麿の変、道鏡事件、光仁天皇の即位などの出来事を例証としながら具体的に示されているのである。

こうした童謡のこととき歌による「表相」のほか、『靈異記』には

夢を「表相」として把握した次のような例も存在していた。一つは、夫に従つて任地に赴いた娘の「凶しき夢の相」を見た母親が熱心に読經を行ない、娘を危難から救つた（中巻第二十話）というもの。いま一つは「父の為に悪しき夢を見」た藤原永手の子家依が、父に対し「此は悪しき表相なるが故に、謝み除したまふべし」と語った（下巻第三十六話）というものである。これらはその全体を仏教的因果観によつて支配されながらも、その根底には夢を「表相」として把握しようとする景戒の「表相」への関心を如実に窺うことができた。先に童謡に対する関心の顕著な例として紹介した下巻第三十八話においても、その後半部で、景戒は自身の夢とその報答、これらに対する自身の判断を具体的な体験の中から詳しく述べるのであり、ここにも「表相」たる夢への関心が明確に示されているのである。

歌や夢によつて示されるこのような前兆——「表相」への関心は、たしかに『靈異記』説話の一つの特色として指摘しうるものであつた。けれどもそれは、ある意味において、先述したことき因果の理法を強調する『靈異記』撰述の態度とは、いささかの齟齬をそここに生じうるものでもあつたのである。一体、因果の理法とは、現在の因に対する未来の果への確信にもとづくものであり、それは『靈異記』に「誠に知る、善を修せば福來り、惡を修せば災來るといふことを」（下巻第二十一話）と説かれたごとく、善根を修すれば善果を得る（あるいはその反対）ことへの確信にほかならなかつたといえよう。もとよりここに示された因果の理法は、仏教哲理の素朴な理解にとどまるものではあつた。しかしながらかかる因果の理法が

『靈異記』説話を貫く一つの主調として存在し、現世の混沌を整序せしめる原理として認識されていた事実は、やはり本質的な因果論への肉迫をさし示すものでもあったのである。一方、かかる〈表相〉への関心とは、窺知し難い未来の出来事を現世の事象の中に予測しようとする意欲に支えられたものであり、いわば未来の不定性をその前提とするものであった。〈表相〉とは、未来からこの現世を逆照射する神秘な機能として感得されていたのであり、〈表相〉への関心とは、その意味において、現当二世を貫く確信に支えられた因果の理法とは、あきらかな逕庭をそこに存しうるものであったということができるのである。

—

叙上のごとく『靈異記』における〈表相〉への関心が、その基底を貫く因果の理法強調の態度といさかの相違を生じうるものであつたとするならば、この説話集において〈表相〉をもとめることの意味はどこにあつたのであろうか。景戒は、そうした〈表相〉の意味について次のごとく記している。

是を以て當に知るべし、災の相先づ兼ねて表はれて、後に其の実の災來ることを。然るに景戒、未だ軒轅黃帝の術を推ねず、未だ天台智者の甚深の解を得ざるが故に、災を免るる由を知らずして、其の災を受け、災を除く術を推ねずして、滅び愁ふることを蒙る。勤めざるべからず。恐りざるべからず。(下巻第三十八話)

歌や夢などの形で現われる〈表相〉を知り、その意味を解き明かすことによつて、必然におこる災禍を防ぐこと、このことこそが景戒の意図するところであつたのであり、それはかかる〈表相〉に対

して一種の呪的機能がもとめられていたことを示すものであつた。前節に紹介した中巻第三十三話の説話をにおいても、事件に先立つて詠われた「汝をぞ嫁に欲しと誰……」の歌に対して、景戒は「乃ち疑はく、災の表は先に現はる。彼の歌は是の表なることを」と記しており、ここにも〈表相〉に対する景戒のそうした意識が看取されるのである。

ところで〈表相〉を災祥を予知し、災禍を免れしめる術として理解する景戒のこうした意識が、一面においては我国固有の古代的な呪術觀と通じるものであつたことは、おそらく否定しがたい事実であろう。呪術は金子武雄も説くように、その本質はサキハヒ(幸)をもとめワザハビ(災)を免れることであった。しかも古代においてはサキハヒが実体として明確化しえぬ以上、サキハヒとはワザハヒのないことであり、つまるところ呪術の目的はワザハビを免れることに集中するものであつたともいいうのである。事実、正トたる龜ト・鹿ト、さらに雜トたる夢占・飯占などの各種占術や様々な禁厭は、いずれも災祥の予知と攘災の機能とがその本質として二つながらにもとめられていたのであり、このことは、『靈異記』における〈表相〉が、かかる呪術といいかにかかわり深いものであつたかを如実に窺わしめるものであったのである。『靈異記』の童謡や夢による〈表相〉は、それぞれ歌や夢に内在する神秘な力を予兆の基盤とするものではあつたが、これらの〈表相〉には古代的な呪術觀が不可分な形で投影されていたのである。

こうした〈表相〉と呪術とのかかわりは、『靈異記』説話の担い手であつた私度僧達の信仰を一面において強く反映するものであつた。『靈異記』が私度僧の文学であつたことは、益田勝実の指摘以

來の通説だが、そうした私度僧達の説く教説は、前代の呪的信仰の伝統を色濃く受けつぐものであったのである。私度僧は基本的には仏徒であり、仏教の教理をその指導原理として受容するものではあったが、一方、彼等私度僧の存在は前代に横行した巫覡集団の動向とは決して無縁なものではなく、むしろかかる巫覡集団がこの時代においては仏教的なものへの親近を積極的に企図し、その姿を変貌して私度僧化の道をたどりつつあつたと思われる所以である。他方、私度僧側においても、固有信仰統御の必要性から、かかる呪的信仰の伝統を繼承せねばならぬ状況が生み出されており、巫覡集団の有する呪術の本質がそのまま私度僧の論理に結び合わされていくことも、その意味ではきわめて自然な成り行きであつたのである。

ところでこの時代、私度僧は多く集団化して活動し、その動向はしばしば律令政府による禁断を蒙っている。『続日本紀』には、そ

うした私度僧集団の活動の実態が次のとくに記されている。

- 方今小僧行基、并に弟子等、街衢に零疊して妄りに罪福を説く。……聖道と詐称して百姓を妖惑す。道俗擾乱して四民業を棄つ。(養老元年四月二十三日条)
- 近ごろ在京僧尼、浅識輕智を以て、罪福の因果を巧説し……。(養老六年七月十日条)
- 安芸周防国人等妄に禍福を談て多く人衆を集め、死魂を妖祠にして祈る所有りと云ふ。(天平二年九月二十九日条)

これらの記事は、養老・天平期における行基を中心とする私度僧集団の活動について記したものだが、ここにはそうした彼等の教説が「罪福」「禍福」を中心とするものであることが明示されていた。「罪福」「禍福」とは、「罪福の因果」ともあるように、表面的には

仏教的な因果論を素朴に説くものであったが、本質的には、それは吉凶を予言し攘災を計る前代以来の呪的信仰の伝統をそのまま反映するものでもあったのである。こうした私度僧の教説が「百姓を妖惑する」ものとして律令政府の禁圧を蒙ったことも、それらが一定の政治批判を含むものであつたからばかりではなく、在来の固有信仰にねぎする種の鞏固さがその根底に存しえたからでもあろう。

『靈異記』に示された「表相」への関心もつまるところはこうした「罪福」「禍福」を中心とする私度僧の教説と不可分なものであり、ある事件や出来事の原因を指摘することにより、そこに生じうる災禍を未然に防ぐ目的を多分に含むものであつたことがしられるのである。

三

『靈異記』に示された「表相」思想の意味は、右にも述べたごとく災禍の予知と防禦であり、古代における呪的信仰と密接なかわりを有するものであった。しかしながら『靈異記』における「表相」とは、単にそうした古代的な呪術・占術の類同としてのみ論じてよいものではなかった。景戒が『靈異記』中に示そうとした「表相」への関心は、あきらかに一つの志向を有するものであつたのであり、それは、やはりこの現実世界を貫く一つの原理発見への欲求にほかならなかつたのである。因果の理法の厳しさを強調し、仮借なき応報の有様を示すのと同様に、この世界に貫かれた法(仏法)の支配原理をはつきりと見定めること、このことこそが、実は『靈異記』中に「表相」を記そうとする景戒の熾烈なまでの欲求を支えるものであつたのである。

景戒における〈表相〉とは、先にも述べたようにある事件や出来事を予兆するものではあったが、しかしながらそこにはそうした事件と〈表相〉とを結ぶ明確な対応原理がはつきりと認識されていたのである。景戒は〈表相〉によって予兆された事件や出来事を〈答〉あるいは〈表答〉と呼んでいるが、『靈異記』における〈表相〉思想の意味は、こうした〈表相〉と〈表〉あるいは〈表答〉との対応原理を明確に示すことにほかならなかつたのである。

景戒が〈表相〉に対応すべき〈表答〉を執拗なまでに探し求めようとしたことも、彼のこうした原理発見への意欲がいかに止み難いものであったかを証するものであった。先述したごとく下巻第三十八話は、その後半部に景戒自身の得た体験を〈表相〉の実例として掲げていた。この部分は、いわば景戒の自伝というべきものでもあって、それは彼の得た夢の啓示を〈表相〉として捉え、生涯の軌跡の中にその〈表答〉を求めるとするものであった。例えば、彼は自身が死後火葬に付される夢を一個の〈表相〉として把握し、次のごとく記してそこに現われるべき〈表答〉の意味をあきらかにしようとしている。

又僧景戒が夢に見る事、延暦七年戊辰の春三月十七日乙丑の夜夢に見る。景戒が身死ぬる時に、薪を積みて死せる身を焼く。爰に景戒が魂神、身を焼く辺に立ちて見れば、意の如く焼けざるなり。即ち自ら棺を取り、焼かるる己が身を築堂き、棺に串さき、返し焼く。先に焼く他人に云ひ教へて言はく「我が如く能く焼け」といふ。己が身の脚膝節の骨、臂、頭、皆焼かれて断れ落つ。……夢の答未だ来らず。唯惟ふには、若し長命を得むか、若し官位を得むか。今より已後、夢に見し答を待ちて知ら

むのみと思ふ。然して延暦十四年乙亥の冬十二月三十日、景戒伝燈住位を得たり。

ここに示された奇怪な夢が啓示であり、〈表相〉であったとするならば、そこにはそれに応ずべき〈表答〉が現われねばならない。景戒は、それを「長命」あるいは「官位」を得ることの〈表相〉と解し、ついに延暦十四年、伝燈住位の僧階を得たことをその〈表答〉として捉え、一種の矜持をもつて『靈異記』中に記そうとするのである。

景戒はこれ以外にも、自己の体験した様々な夢の中に〈表相〉と〈表答〉との対応を語っているが、こうした彼の体験は、まぎれもなく法(仏法)の支配原理が景戒自身の中にも及んでいくことへの歓喜と確信とに支えられたものであった。それはまた法の冷厳さを自身の中にたしかなものとして見定めようとする彼自身の切実な欲求にねざしたものであつたともいえよう。いわば景戒は、自己の体験を通して、法の絶対性をそこに例証しようとこころみたのである。

無論、景戒の説くこうした〈表相〉と〈表答〉との対応原理は、先にも述べたごとく、『靈異記』の撰述意識を支える因果の理法とは、厳密な意味において区別されるべきものであった。しかしながら景戒にあっては、こうした対応原理こそは彼自身の体験とそこから得た確信とにねざす絶対的な原理にほかならず、法の冷厳さを証するたしかな事実でもあって、そのかぎりにおいては『靈異記』の基礎を貫く因果の理法とは少しも矛盾するものではありえなかつたのである。むしろ彼にとって〈表相〉と〈表答〉との対応原理こそは、この現実世界における因果の理法貫徹の有力な一例証たる意味を担うべきものでもあつたのである。

もとより「表相」の中に、現実世界を貫く法(仏法)の原理を見定めようとする景戒のこうした欲求は、この世界を一個の統一された世界として認識することとも不可分なかかわりを有していた。そうした統一された世界とは、景戒にあつてはいわゆる国家の観念と等価なものであったが、しかしながらそれは、単に政治的な枠組としての国家を意味するものではなく、仏驗の靈異が生起する場所としての国土^(注6)＝日本国を意味するものであったのである。景戒は、この国土＝日本国を『靈異記』中で自土^(注7)と呼ぶが、この自土こそ天竺・唐土に比肩すべき仏法興隆の地として、新たに彼自身の目に映じた現実世界にはかならなかつたのである。

無論、『靈異記』におけるこうした自土発見のあり方は、景戒一個人にとどまるものではなく、『靈異記』説話の存在を底辺から支える数多くの私度僧達とも共通するものが、そこには含まれていたのである。先述したことく、私度僧集団は律令政府から度重なる禁圧を蒙つたが、彼等はそうした抑圧の中から逆に國家の存在を認識し、そこに彼等なりの新たな価値を付与することによつて、一つの自土発見の端緒を開きえたのである。それは、いわば一部の支配階級によって形成された國家の観念が、民衆レベルの段階において変容を遂げ、新たな認識がそこに獲得されたことを意味するものであつたともいえよう。河音能平は、そこに VOLK としての日本国形成の意義を見出しているが、『靈異記』撰述の意味を考える時、それはまた法(仏法)の原理の貫かれた新たなる世界の発見をさし示すものでもあつたのである。

景戒の『靈異記』撰述への熱意を支えたものは、まさしくそこに発見された世界とそれを貫く法の原理への確信であり、それゆえに景戒は、この國土に生起するどのような神秘であろうとも、それを理解しようとするとする景戒のあかしとして『靈異記』中に積極的に取り入れようとした。こうした景戒の態度は、あるいはまた歴史の発見としても理解しうるものであった。歴史が時代に対する一つの解釈であつたとするならば、この現実世界に生起するもろもろの事象を、その支配原理たる法によって整序し、秩序化しようとする『靈異記』の態度は、まさしく歴史そのものの発見であつたともいいうるのである。

翻つて、法支配の原理を求め、その神祕を探ることで自土の歴史秩序の存在を確信した景戒にとって、事件の前兆たる「表相」の事例こそは、「表答」との対応を一つの原理＝因果律として把握することで、やはり自土の奇事たる一例証としての意味を担うものともなりえたのである。しかも、景戒自身が、自己の夢を「表相」として感得し、それを『靈異記』中に記したことは、まさしくそしめた自土に生起する法の神祕が、自己の中にも及びえたことの例証としての意味を持ちあわせるものでもあつたのである。景戒は、そうした自身の体験を、一種の畏れと誇りとをもつて『靈異記』中に書き記したのであつた。

四

しながらも、やはり個別的な事象をのみその対象とするものであったことは、宇宙全体を貫く一つの原理の発見にほかならぬ『靈異記』の〈表相〉思想とは、大きな相違をそこに生ぜしめるものがあったのである。

『靈異記』の〈表相〉とは、過去・現在・未来の三世を貫く教説具現への確信をその根幹に据えるものであり、この自土に生起する仮想の靈異の一つのあかしとしての意味を明確に主張するものであつたのである。

〈注〉

1 拙稿「『日本靈異記』の撰述と景戒」（『國語と國文學』昭和五十二年十一月号）

2 〈表相〉とはいさか耳慣れぬ言葉だが、語義としては表面に現われた事件や出来事の前兆・きさしというほどの意味であろう。『靈異記』

3 童謡については、拙稿「童謡観書」（『古代文化』昭和五十二年四月号）同「わざうた——呪歌」（『解釈と鑑賞』昭和五十五年二月号）を参照されたい。
 4 金子武雄『上代の呪的信仰』
 5 益田勝実「日本靈異記」（『國民の文学 古典篇』所収）
 6 『靈異記』の自土意識については、拙稿「『靈異記』と景戒——自土意識をめぐって——」（『國語と國文學』昭和五十一年一月号）において、いさかの考察を加えた。参照されたい。
 7 河音能平「『國風』的世界の開拓」（『講座日本文化史』第二卷所収）